

○習志野市通学区域審議会条例

昭和43年6月28日

条例第3号

(目的および設置)

第1条 習志野市立の幼稚園・小学校・中学校および高等学校(以下「公立学校」という。)通学区域の適正化を図るため、教育委員会の諮問機関として、習志野市通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市長事務部局職員
- (3) 公立学校長
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第1号から第3号までの委員にあつては、その職を離れたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長)

第3条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を行なう。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の事務は、教育委員会事務局が処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。